

水洗トイレしし工事

実施のお願い

雨や雪として降った水は、河川を流れ海に流入します。そして、蒸発して空に戻るといふ、自然のリサイクル作用を繰り返しています。この間に、人間やすべての生物は、いろいろな形でこの水を利用しています。

このように、かけがえのない水でも一度使用すると汚水となり、美しい自然や豊かな生活環境を破壊することにな

ります。

この汚水を集めて、きれいな水の姿に戻して、河川や海などの公共用水域に還元していくのが「下水道」です。

下水道は、水の循環システムの中で大変重要な役割を果たしている施設で、私たちの暮らしに深いかかわりがあります。

平成19年度末で二万二一八〇人（72・6％）の市民の皆さんが、水洗トイレの設置や雑排水を下水道で処理できる区域内に生活しており、その内一万六九九三人の皆さんがトイレの水洗化をしています。

根室市では、処理区域の告示後6カ月以内に台所や風呂等の雑排水を下水道へ接続すること。また、3年以内に水洗トイレの改造が義務付けられていますので、未水洗化家屋の皆さんのご協力をお願いします。

水洗トイレに改造して賞金をもらおう！

根室市下水道促進協賛会主催で市の共催により、水洗トイレの普及促進を図るため、次の要件に該当する方に抽選で10万円を1名の方にプレゼントします。

①平成20年4月1日から平成21年3月31日までに、既存家屋の水洗トイレ設置工事を施工し、市の完了検査を終えた方。

②下水道処理区域内にある個人家屋の所有者。または、所有者の同意を得て改造工事をする借受者の方。

▷賞金等 特等 1本 10万円・1等 1本 5万円
2等 5本 1万円・3等 8本 ギフト券

▷抽選日 平成21年4月中旬。当選者には電話で通知します。なお、当選者の氏名は報道機関へ情報提供しますのでご了承願います。

▷応募方法 該当者は自動的に抽選の対象となります。

▷問合せ先 市役所上下水道施設課下水道普及担当
☎(23)6111 番内線2004

水洗化等資金貸付制度のご案内

市民の皆さんが水洗化や排水設備の工事を実施される場合、次の要件を満たしている方に必要な資金のあっせんを行っています。

①個人家屋の所有者または所有者の同意を得た使用者で、希望される方に融資のあっせんを行っています。ただし、家屋を新築される方は対象外とします。

②連帯保証人は1名とします。ただし、1件につき60万円を超える貸し付けの場合は2名とします。

③市税、国保税、下水道事業受益者負担金等の滞納がないこと。

④融資のあっせん利率は、
・「処理区域」の公示後、3年以内に実施される方は、無利息。

・3年を経過した方は、実行金利の2分の1とします。（現行で1.30％）

⑤貸付限度額は便器1基につき50万円、雑排水10万円、償還回数は最高60回以内（5年）で、元利均等の毎月払いです。

下水道受益者負担金の納付書が7月に発布されます。

納期限 第1期＝7月31日 第2期＝9月30日 第3期＝12月1日